

大規模小売店舗立地法の届出の手引

令和 6 年 6 月

川 崎 市

① この手引書は、川崎市内において大規模小売店舗を設置する者が、大規模小売店舗立地法、同施行令、同施行規則、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針並びに川崎市大規模小売店舗立地法運用要綱に基づいて届出をしようとする際の手引きとするものです。

② この手引書で用いる略称は次のとおりです。

- | | | |
|------|---|---|
| 法 | － | 大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号） |
| 施行令 | － | 大規模小売店舗立地法施行令（平成１０年政令第３２７号） |
| 施行規則 | － | 大規模小売店舗立地法施行規則（平成１１年通商産業省令第６２号） |
| 指針 | － | 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成１７年通商産業省告示第８５号） |
| 要綱 | － | 川崎市大規模小売店舗立地法運用要綱 |

＊条番号等の省略

条番号等は省略して記す場合があります。

５条第１項 → ５－１

５条第１項６号 → ５－１－６

目 次

I 大規模小売店舗立地法のあらまし.....	5
1 目的.....	5
2 届出対象.....	5
3 運用主体.....	5
4 手続の流れ.....	6
II 事前相談.....	9
1 事前相談の流れについて.....	9
2 大規模小売店舗出店計画概要書について	9
III 事前協議.....	11
1 事前協議の流れについて.....	11
2 大規模小売店舗出店計画準備書について	11
IV 大規模小売店舗立地法に関する必要書類等作成要領	13
1 大規模小売店舗設置者の概要.....	17
2 店舗施設計画の概要.....	17
3 営業計画の概要.....	20
4 立地法指針の各項目に関する事項.....	21
V 大規模小売店舗立地法の届出手続.....	43
1 届出手続について	43
2 新設に関する届出等.....	46
3 変更に関する届出	48
4 説明会の開催	50
5 住民の意見.....	52
6 川崎市の意見	52
7 変更の届出、届出事項を変更しない旨の通知.....	52
8 川崎市の勧告	53
9 変更の届出.....	53
10 川崎市の公表	53
11 廃止.....	54
12 承継.....	54
13 既存店の変更手続.....	54
14 定期報告.....	54
VI 届出様式.....	57

I 大規模小売店舗立地法のあらまし

I 大規模小売店舗立地法のあらまし

1 目的

「大規模小売店舗立地法」（平成10年法律第91号）は、平成12年6月1日から施行されている法律です。

大規模小売店舗は、不特定多数の顧客を集め、大量の商品等の流通の要となる施設であり、また、生活利便施設として生活空間から一定の範囲内に立地するという特性を有しています。

この法律は、このような大規模小売店舗の立地に際して、大規模小売店舗の設置者に対し特に周辺地域の交通渋滞、交通安全、騒音等に関する生活環境の保持のため、その施設の配置及び運営方法について合理的な範囲内で配慮を求めるものです。

2 届出対象

大規模小売店舗立地法は、一の建物であって小売業（飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む）を行うため店舗の用に供される床面積の合計が基準面積を超える店舗を対象としています。

※生活環境の保持が目的であるため、生協、農協等営利活動を行っていないものも対象となります。

※基準面積は1,000㎡となっています。

3 運用主体

川崎市内で設置される大規模小売店舗の立地に関する法の運用主体は、川崎市になります。

本市における担当窓口は以下のとおりです。

- | | |
|---------|--------------------------------|
| (1) 連絡先 | 川崎市経済労働局観光・地域活力推進部商業・サービス業振興担当 |
| 電 話 | 044-200-2356 |
| ファックス | 044-200-3920 |
| E-mail | 28syogyo@city.kawasaki.jp |
| (2) 所在地 | 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎9階 |

4 手続の流れ

大規模小売店舗立地法における手続の流れは、次ページ図のとおりです。
なお、手続に先立って、川崎市に事前相談をするようお願いしています。

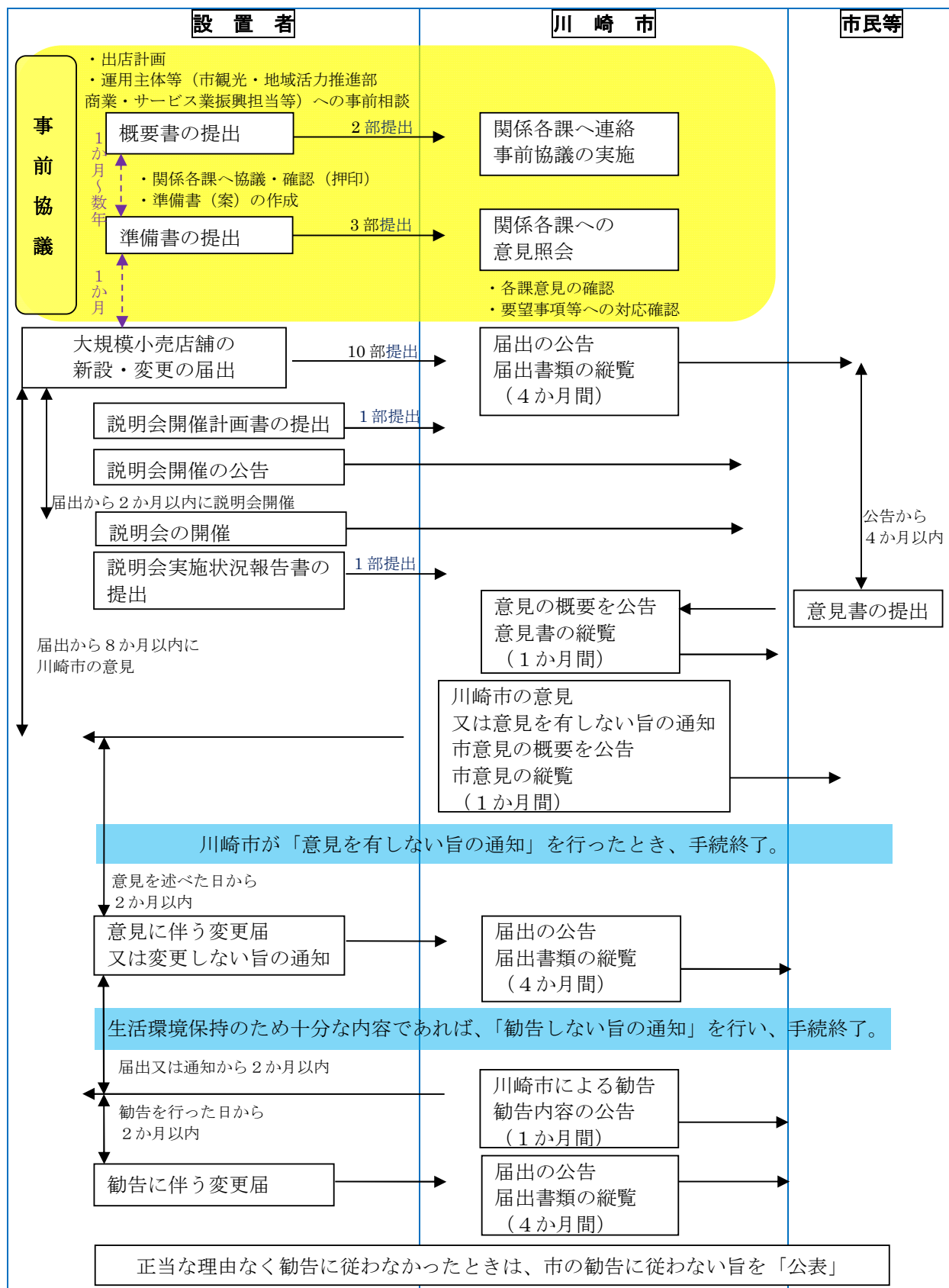
川崎市大規模小売店舗立地法運用要綱に基づく手続き

- (1) 概要書の提出と各課協議の実施（要綱第3条）
- (2) 準備書の提出（要綱第4条）
- (3) 地元説明会開催計画の提出（要綱第9条）
- (4) 地元説明会の開催報告（要綱第13条）

大規模小売店舗立地法に基づく手続き

- (1) 大規模小売店舗の新設・変更（新設は法第5条、変更は第6条、既存店の変更は附則第5条）
- (2) 地元説明会の開催（法第7条）
- (3) 川崎市の意見（法第8条4項）
- (4) 意見に伴う変更届出／変更しない旨の通知（法第8条7項）
さらに、川崎市の意見を適正に反映しておらず、周辺地域の生活環境に著しい悪影響がある場合には、川崎市による勧告が行われます。
- (5) 川崎市による勧告／勧告しない旨の通知（法第9条1項／要綱第19条第2項）
- (6) 勧告に伴う変更届出（法第9条4項）勧告に従わない場合には、その旨の公表を行うことがあります。（法第9条7項）

図 本市における大規模小売店舗立地法の基本的な手続の流れ



II 事前相談

Ⅱ 事前相談

1 事前相談の流れについて

大規模小売店舗の新設・変更にあたっては、法の趣旨と内容をよく理解していただいた上で、必要な資料や情報を収集し、十分な調査・予測等を行うとともに、関係する部局、機関とも必要な相談・調整を行っていただくことが、届出にあたっての手戻りなどの負担を少なくすることになります。

このため川崎市では、大規模小売店舗の新設・変更の届出をしようとする方（以下「届出者」といいます。）が、次の届出をする際には、届出窓口との事前相談を実施のうえ、関係課等との事前協議をお願いしています。

- | | |
|-----------------|-------------|
| ※ 新設の届出 | (法第5条第1項) |
| ※ 配置や運営方法の変更の届出 | (法第6条第2項) |
| ※ 既存店の変更の届出 | (法附則第5条第1項) |

- (1) 窓 口 : 川崎市経済労働局観光・地域活力推進部商業・サービス業振興担当
- (2) 関係課 : 「川崎市大規模小売店舗立地に関する連絡協議会」構成課
別紙 事前協議実施確認先一覧 参照（窓口にて配布）
その他市長が必要と認める課
- (3) 関係機関 : 神奈川県警察本部交通規制課

2 大規模小売店舗出店計画概要書について

新設の場合は出店予定地が、変更の場合は増床面積が決まる等、変更事項についての方針が固まった段階で事前相談を受け付けています。事前相談の際には「大規模小売店舗出店計画概要書」（様式58ページ参照）を2部提出してください。この記載内容は、将来像と乖離していなければ、概略で結構です。この概要書は、手続について相談するための相談書であり、関係課との協議が円滑に進むよう事前に関係課へ情報提供するものです。

添付書類

- ・ 広域見取図
- ・ 周辺見取図
- ・ 建物配置図 等

III 事前協議

Ⅲ 事前協議

1 事前協議の流れについて

「大規模小売店舗出店計画概要書」を提出後、関係課等との事前協議を行ってください。事前協議の際には、概要書提出時にお渡しする「事前協議実施確認書」を持参し、協議終了時には協議先担当者の協議終了確認（確認印）を受けてください。

2 大規模小売店舗出店計画準備書について

大規模小売店舗立地法の届出書類作成のために「大規模小売店舗出店計画準備書」の作成をお願いします。この準備書作成のため、実態調査や予測に先立って、関係課等と協議を行い、調査方法・地点や予測の方法あるいは記載上の不明点やデータの確認等の相談を実施していただきます。

関係課等との協議が完了した時点で協議済の準備書を3部提出してください。準備書の正本（1部）に「事前協議実施確認書」を添付してください。

準備書は、このまま調整すれば届出及びその添付書類となる仕組みになっています。また、届出内容の説明書にもなりますので、届出後の説明会資料としても活用できるものです。

「Ⅳ 大規模小売店舗立地法に関する必要書類等作成要領」に準備書に記載する事項を示しましたので、参考にしてください。なお、準備書に記載する事項は直近データで作成してください。

Ⅳ 大規模小売店舗立地法に関する必要書類等作成要領

IV 大規模小売店舗立地法に関する必要書類等作成要領

目 次

1 大規模小売店舗設置者の概要 <法第5条第1項2号 施行規則様式第1-2>

- (1) 氏名又は名称 <施行規則第4条第1項第1号>
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先及び電話番号・FAX 番号

2 店舗施設計画の概要

- (1) 建物の名称及び所在地 <施行規則様式第1-1>
- (2) 計画地の概要 <その他添付書類>
 - ① 敷地面積及び土地の所有形態 <施行規則様式第1-1>
 - ② 法令上の用途等
 - ③ 街並みづくりの計画の有無とその内容
 - ④ 現在の土地・建物の利用状況
- (3) 計画地周辺の概要
 - ① 立地環境
 - ② 隣接地の用途現況
- (4) 建物の構造及び規模
 - ① 建物構造
 - ② 店舗面積の内訳
- (5) その他の施設計画と各施設面積
- (6) 建築着工予定年月日及び完成予定月日 <その他添付書類>
 - ① 建築着工予定年月日
 - ② 完成予定年月日
- (7) 店舗施設計画に関する図面 <施行規則第4条第1項第3号>

3 営業計画の概要

- (1) 小売業者一覧表 <法第5条第1項第2号 施行規則様式第1-2>
- (2) 開店時刻及び閉店時刻 <施行規則第3条第2項第1号 施行規則様式第1-6>
- (3) 主として販売する物品の種類 <施行規則第4条第1項第2号>
- (4) 開店予定年月日 <法第5条第1項第3号 施行規則様式第1-3>

4 立地法指針の各項目に関する事項

(1) 駐車場の計画

- ① 必要駐車台数算出根拠 <施行規則第4条第1項第4号>
- ② 特別な事情による駐車台数の算出 <施行規則第4条第1項第4号>
- ③ 駐車場の位置、収容台数等 <施行規則第3条第1項第1号>
- ④ その他の駐車場
- ⑤ 駐車場利用時間帯 <施行規則第3条第2項第2号>
- ⑥ 駐車場の出入口数、位置等 <施行規則第3条第2項第3号、第4条第1項第5号>
- ⑦ 駐車待ちスペース
- ⑧ 交通への支障を回避するための方策等

添付図面 1 駐車場計画に関する図面 <施行規則様式第1-⑤(1)位置図>

(2) 駐輪場の計画

- ① 必要駐輪台数算出根拠
- ② 特別な事情による駐輪台数の算出
- ③ 駐輪場の構造、収容台数及び面積 <施行規則第3条第1項第2号>
- ④ 駐輪場の管理体制

添付図面 2 駐輪場計画に関する図面 <施行規則様式第1-⑤(2)位置図>

(3) 自動二輪車及び原動機付自転車駐車場の計画

- ① 自動二輪車及び原動機付自転車駐車場の構造、収容台数及び面積
- ② 自動二輪車及び原動機付自転車駐車場の管理体制

添付図面 3 自動二輪車及び原動機付自転車駐車場計画に関する図面

(4) 荷さばき施設の計画

- ① 搬出入計画 <施行規則第4条第1項第7号>
- ② 荷さばきを行うことができる時間帯 <施行規則第3条第2項第4号>
- ③ 荷さばき用駐車施設の位置、面積等 <施行規則第3条第2項第3号>
- ④ 搬出入車両の出入り口の数
- ⑤ 荷さばき施設の規模の算出根拠

添付図面 4 荷さばき施設の計画に関する図面 <施行規則様式第1-⑤>

(5) 経路の設定

- ① 敷地周辺の道路の状況
- ② 現状の平日、日曜それぞれの交通量調査の結果
- ③ 開店後の周辺交差点の交通量の予測 <施行規則第4条第1項第5号 添付書類>
- ④ 経路等を来店者に知らせる方法 <施行規則第4条第1項第6号>
- ⑤ 設置者が行う交通対策等の予定

添付図面5 経路に関する図面 <施行規則第4条第1項第6号>

(6) その他の施設の配置及び運営方法に関する計画

- ① 歩行者の通行の利便の確保のための計画
- ② 廃棄物減量化及びリサイクルについての計画

(7) 騒音に関する予測と対策

- ① 発生する騒音に対する一般的な対策の概要
- ② 荷さばき施設及び作業にかかる騒音対策
- ③ BGM等の営業宣伝活動の予定
- ④ 騒音を発生すると思われる機能・設備等の対策（冷却塔・冷暖房設備・送風機・給排気口等） <施行規則第4条第1項第9号>
- ⑤ 駐車場の施設構造と騒音対策の概要
- ⑥ 廃棄物収集作業にかかる騒音対策の概要
- ⑦ 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測結果と算出根拠

<施行規則第4条第1項第10号>

- ⑧ 夜間において発生する騒音ごとの予測結果と算出根拠

<施行規則第4条第1項第11号>

添付図面6 騒音発生源となる施設設備の配置図 <施行規則第4条第1項第8・9号>

(8) 廃棄物の保管場所の計画

- ① 廃棄物等保管施設の位置及び容量 <施行規則第3条第1項第4号>
- ② 廃棄物等の排出量等の予測 <施行規則第4条第12号>
- ③ 特別な事情による廃棄物などの排出量予測
- ④ 小売店舗以外の施設からの廃棄物等の排出状況
- ⑤ 廃棄物等の保管施設の計画

添付図面7 廃棄物等保管施設に関する図面 <施行規則様式第1-5(4)>

(9) 廃棄物等の運搬・処理計画

- ① 廃棄物等の運搬方法
- ② 廃棄物等の処理方法
- ③ 小売業者における廃棄物等運搬・処理方法
- ④ 廃棄物の分別・リサイクル計画
- ⑤ 食品加工場・廃棄物処理施設・換気設備の概要等計画

添付図面 8 廃棄物等の運搬・処理に関する図面

(1 0) 街並みづくり等への配慮に関する事項

- ① 街並みづくり等への配慮事項
- ② 敷地内の緑化計画
- ③ 景観への配慮

添付図面 9 景観等への配慮に関する図面

- ④ 屋外照明・広告塔照明等の計画と光害対策

添付図面 1 0 光害への配慮に関する図面

- ⑤ 防災・防犯対策
- ⑥ 地域活動への協力

付属資料：添付図面について

1 大規模小売店舗設置者の概要

(1) 氏名又は名称

- ・設置者が法人である場合には、その代表者の役職、氏名を記載し、登記事項証明書を添付すること。
- ・設置者が個人である場合には、その住民票を添付すること。

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先及び電話番号・FAX 番号

- ・法人にあつては、部局名も記載すること。
- ・担当者が複数の場合には、全て記載すること。

2 店舗施設計画の概要

(1) 建物の名称及び所在地

- ・建物名称は設置後予定している名称を記載すること。 <仮称も可>
- ・所在地は計画地の登記簿上の地番・筆数を記載すること。

(2) 計画地の概要

①敷地面積及び土地の所有形態

- ・敷地面積は合計面積とともに用途別に分けて記載すること。
- ・所有形態は自己所有及び借地の区分をするとともに、借地の場合は契約状況を記載すること。

【例】

建物敷地	〇, 〇〇〇㎡	自己所有予定 (〇年〇月売買契約締結予定)
駐車場用地	〇, 〇〇〇㎡	賃貸借契約予定 (〇年〇月契約締結予定)
合 計	〇, 〇〇〇㎡	

②法令上の用途等

- ・都市計画による区域区分 (市街化区域、市街化調整区域)
 - ・用途地域及び指定容積率/建ぺい率
 - ・その他、店舗建設にあたって法令上の制限等がある場合は、その旨を記載すること。
- (注) 店舗建設が法令上不可能な地域 (例、市街化調整区域、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、工業専用地域等) での計画については、所管課と相談すること。

③街並みづくりの計画の有無とその内容

- ・計画地の街づくり計画の有無とその内容について具体的に記載すること。

【例】地区計画・再開発地区計画

風致地区、建築協定、市街地再開発事業地区、駐車場整備地区、景観形成地区 等

④現在の土地・建物の利用状況

- ・計画地の現在の土地及び建物の利用形態を記載すること。
- (注) 農地の場合は転用の見込みを、工場等建物が現存する場合は、その所有関係 (自己所有ではない場合は確保の見通し) を示し、資料を提示すること。

【例】農地 (転用見込みを記載)、工場・倉庫等 (自己所有予定: 〇年〇月売買契約締結予定)、更地 等

(3) 計画地周辺の概要

①立地環境

- ・計画地の周辺環境を具体的に記載すること。
- ・特に、既存の商業集積地への立地か、住宅地への立地かが明確にわかるように表現すること。
- ・周辺の状況がわかる写真を添付することも可とする。

【例】集合住宅と中小規模工場の住工混在地区 等

②隣接地の用途状況

- ・計画地の周囲 4 方向の隣地 (道路を隔てた隣地も含む。) の用途現況を具体的に記載すること。
- ・周囲 4 方向の隣地がわかる写真を添付することも可とする。

【例】低層住宅・高層住宅、工場・事務所・商店、学校・病院 等

(4) 建物の構造及び規模

(注) 新設日の繰り上げ、店舗面積の増加、施設の配置に関する事項及び施設の運営方法に関する事項等の変更を行おうとする場合は、現在の状況との比較で記載すること。

①建物構造

・2以上の棟に分かれる場合はそれぞれについて記載すること。

【例】鉄骨造・鉄筋コンクリート造 地下○階・地上○階・塔屋○階 等

②店舗面積の内訳

イ 建築面積 m^2
 ロ 延床面積 m^2
 ハ 店舗面積 m^2
 ニ 各階ごとの店舗面積

【例】 単位： m^2

階数	店舗面積	その他施設面積	延床面積
3 F	1,000	1,000	2,000
2 F	2,500	500	3,000
1 F	2,500	500	3,000
計	6,000	2,000	8,000

(5) その他の施設計画と各施設面積

- ・レストラン、ゲームセンター、クリーニング等、当該施設を利用する者が小売店舗を利用する者と概ね一致すると想定される施設（以下「利用者層が同一の付属施設」という。）と、オフィス、マンション、映画館、ボーリング場、スポーツ施設、多目的ホール等、当該施設を利用する者が小売店舗を利用する者と必ずしも一致しないと想定される施設（以下「利用者層が異なる付属施設」という。）の区別をして、それぞれの面積の合計を記載すること。
- ・別棟で設置されるものについても、その旨を表示して記載すること。
- ・各施設の事業主体についても、可能な限り記載すること。

【例】

利用者層が同一の付属施設	
①飲食施設	m^2
②ゲームセンター	m^2
③クリーニング店	m^2
	m^2
合 計	m^2

利用者層が異なる付属施設		
①オフィス	事業者名	m^2
②住宅		m^2
③映画館（別棟）		m^2
④スポーツ施設		m^2
⑤文化施設		m^2
⑥ホテル（別棟）		m^2
		m^2
合 計		m^2

(6) 建築着工予定年月日及び完成予定年月日

(注) 店舗の変更届出の場合は、その変更に係る部分の工事について記載。

①建築着工予定年月日	年	月	日
②完成予定年月日	年	月	日

(7) 店舗施設計画に関する図面

・建物配置図及び各階平面図については、縮尺を統一させること。

■建物位置図（縮尺：1/25,000）	建物の位置及び周辺の幹線道路等の状況が分かる図面。
■周辺見取図（縮尺：1/2,500）	隣接地の用途現況及び街づくり計画等の範囲が分かる図面。
■建物配置図 （縮尺：1/200～1/500）	店舗の用に供する部分、その他の施設、駐車場などの配置が分かる図面。
■各階平面図 （縮尺：1200～1/500）	業態ごとに範囲を示すこと。

3 営業計画の概要

(1) 小売業者一覧表

- ・決定済の小売業者は、全て記載すること。
- ・大型小売業者（1,000 m²を超える小売業者）が入居する場合は、その全てが決定してから届出を行うこと。
- ・未決定の中小小売業者（1,000 m²以下の小売業者）については、確定後速やかに変更届出（法第6条第1項）を行うこと。

【例】

氏名（名称）		代表者(法人の場合)	住所	店舗面積（m ² ）
大型小売業者				
その他の小売業者				
	未定分	—	—	
(合 計)				

(2) 開店時刻及び閉店時刻

- ・小売業者ごとに営業時間が異なる場合は、それぞれについて記載すること。

【例】

小売業者名	開店時刻	閉店時刻	備 考

(3) 主として販売する物品の種類

- ・全ての小売業者ごとに代表的な取扱品の種類（食料品、衣料品等）を記載すること。

【例】

小売業者名	主として販売する物品の種類

(4) 開店予定年月日

- ・開店予定年月日について記載すること。

4 立地法指針の各項目に関する事項

(1) 駐車場の計画

①必要駐車場台数算出根拠（指針による計算）

事項等	各事項算出のための計算式
用途地域：	商業地区・その他地区
S:店舗面積	千 m^2
A:店舗面積当たり 日來店客数原単位	
B:ピーク率	14.4%
L:駅からの距離 ※1)	駅から m 最寄駅：○○線○○駅
C:自動車分担率	%
D:平均乗車人員	人/台
E:平均駐車時間係数	
必要駐車場台数	$A \times S \times B \times C \div D \times E$

※1) 駅からの距離は、最寄駅の改札口から店舗の敷地までの直線距離を記載すること。
・小売店舗と利用者層を同じくする付属施設面積の明細については、下欄に記載すること。

< s : 小売店舗と利用者層を同じくする付属施設面積 >

名称	営業内容	面積
		m^2
		m^2
合計 (s)		m^2
S : 店舗面積 $\times 0.2$		m^2

条件
 $s < S \times 0.2$

(端数処理 :)

・ $s \geq S \times 0.2$ の場合には、「④その他の駐車場」の項目中に「利用者層が異なる付属施設の駐車場」に準じて、「利用者層が同一の施設 ($s \geq S \times 0.2$) 」として記載すること。

②特別な事情による駐車場台数の算出 ※特別な事情のある場合のみ記載

特別な事情の説明：

必要駐車場台数	台
必要駐車場台数算出根拠：	

③駐車場の位置、収容台数等

駐車場の 位置	区分 (注1)	収容 台数	規模 (台数) (注2)			形式 (台数)		権利関係 (注3)
			車いす	普通	小型	自走式	機械式	

(注1) 【例】区分：建築物内・建築物敷地内・建築物敷地外 (隔地)

(注2) 規模：車椅子使用者用 (3.7m $\times$ 6.0m以上)

普通自動車用 (2.5m $\times$ 6.0m以上)

小型自動車用 (2.3m $\times$ 5.0m以上)

(注3) 【例】権利関係：所有権・賃借権・その他

④その他の駐車場

<従業員等駐車場>

事項	有無の別	当該小売店舗駐車場と 共用・別途の別	必要 駐車台数	備考
従業員駐車場	有・無	共用・別途	台	(従業員数 人)
業務用車両駐車場	有・無	共用・別途	台	
搬出入車両駐車場	有・無	共用・別途	台	
合 計			台	

※従業員駐車場等を設置しない場合はその事由を明記してください。

<利用者層が異なる付属施設の駐車場>

名称	営業内容	面積	当該小売店舗駐車場と 共用・別途の別	必要 駐車台数	算出根拠
		m ²	共用・別途	台	
		m ²	共用・別途	台	
合 計				台	

⑤駐車場利用時間帯

・駐車場ごとに駐車場利用時間帯が異なる場合は、それぞれについて記載すること。

駐車場の位置	駐車場利用時間帯
	午前〇〇時～午後〇〇時

⑥駐車場の出入口数、位置等

位置	種別 (注1)	発券ブースの 有無	1時間当たり 入庫処理能力(注2)	ピーク1時間の 予想来客自動車
別図 No. 〇		有 台)・無	台	台
No. 〇				
合計				台

(注1)【例】種別：出入口用・入口専用・出口専用

(注2) 出入口用・入口専用でかつ入庫の際発券ブース有又は係員が発券する場合のみ記入。

1時間当たり

入庫処理能力 = $\frac{60}{\text{分}}$

の計算式 $\text{メーカーから提供される1台当たりの処理時間(分)} + \text{乗客の乗降時間(分)}$

⑦駐車待ちスペース ※上記⑥の(注2)に該当する場合のみ記入

出入口の場所	駐車待ちスペース の有無	駐車待ちスペース 「有」の場合		駐車待ちスペース 「無」の場合
		計画上の長さ	算出結果・ 算出根拠	その理由・対策
別図 No. 〇	有・無	m		
No. 〇	有・無	m		

指針に示された標準的なスペースの計算式

⇒ (当該入口の1分あたりの来台数×1.6－当該入口の1分あたりの入庫処理可能台数)
×6 (m)：平均車頭間隔)

⑧交通への支障を回避するための方策等

項目	具体的な方法・内容
駐車場の分散確保	
交通整理員の配置	配置場所：⇒駐車場配置図に示すこと。 配置時間： 人 数：

添付図面 1 駐車場計画に関する図面

■駐車場配置図 (縮尺：1/200～1/500)	【記載内容】 縮尺・方位 駐車場の配置、駐車区画の配置（寸法） 駐車場内外の自動車の通路・幅員 交通整理員の位置 駐車場の出入口の位置（No.） 駐車場の出入口が接する道路の位置・幅員 駐車場から店舗の入口までの歩行者経路
■駐車場各階平面図 (縮尺：1200～1/500)	【記載内容】 縮尺・方位 駐車区画等の寸法 駐車場内外の自動車の通路・幅員 駐車場から店舗の入口までの歩行者経路
■特殊装置関係図※機械式の場合	【添付資料】 仕様書、図面 等

(2) 駐輪場の計画

①必要駐輪台数算出根拠

	5,000 m ² 未満	5,000 m ² 以上 10,000 未満
S：店舗面積	m ²	m ²
必要駐輪台数算出式	S/20	5,000/20 + (S-5,000) /40
必要駐輪台数	台	台

<参考>川崎市自転車等駐車場の附置等に関する条例による算出

※新設及び増築を伴う変更の際は、条例による設置台数を確保する必要がありますので、所管課に確認してください。（所管課：建設緑政局自転車利活用推進室）

②特別な事情による駐輪台数の算出 ※特別な事情のある場合のみ記載

特別な事情の説明：

必要駐輪台数	台
必要駐輪台数算出根拠：	

③駐輪場の構造、収容台数及び面積

駐輪場構造	収容台数	面積
○平面式	台	m ²
○立体式		
○機械式等		

※機械式の場合は機械等の仕様書を添付のこと

④駐輪場の管理体制

項目	
整理員等の配置	配置場所：駐輪場配置図に示すこと 配置時間： 人 数：

⑤従業員等駐輪場

事項	有無の別	当該小売店舗駐輪場と 共用・別途の別	必要 駐輪台数	備考
従業員駐輪場	有 ・ 無	共用・別途	台	(従業員数)

※設置しない場合は事由を明記してください。

添付図面 2 駐輪場計画に関する図面

■駐輪場配置図 (縮尺1/200~1/500)	【記載内容】 縮尺・方位 駐輪場の配置、駐輪区画の配置(寸法) 駐輪場への自転車の経路及び出入口 自動車、自転車及び歩行者の動線への配慮 交通整理員配置
■特殊装置関係図※機械式の場合	【添付書類】 仕様書、図面 等

(3) 自動二輪車及び原動機付自転車駐車場の計画

①自動二輪車及び原動機付自転車駐車場の構造、収容台数及び面積

駐輪場構造	収容台数	面 積
○平面式	台	m ²
○機械式等		

※機械式の場合は機械等の仕様書を添付のこと

②自動二輪車及び原動機付自転車駐車場の管理体制

項 目	
整理員等の配置	配置場所：駐輪場配置図に示すこと 配置時間： 人 数：

添付図面 3 自動二輪車及び原動機付自転車駐車場計画に関する図面

■自動二輪車及び原動機付自転車 駐車場配置図 (縮尺：1/200~1/500)	【記載内容】 縮尺・方位 駐車場の配置、駐車区画の配置(寸法) 駐車場への自動二輪車及び原動機付自転車の経路及び出入口 自動車、自転車及び歩行者の動線への配慮 交通整理員の配置
■特殊装置関係図※機械式の場合	【添付書類】 仕様書、図面 等

(4) 荷さばき施設の計画

①搬出入計画

搬出入時間帯	積載重量	搬出入 車両数	取扱品目等	平均的な 荷さばき処理時間	廃棄物車両
〇〇時～〇〇時	t	台	生鮮食料品	分	

・複数の車両が当該店舗で荷さばきを行う場合には、車両重量ごとの搬出入計画を記載すること。

②荷さばきを行うことができる時間帯

午前〇〇時～午後〇〇時

③荷さばき用駐車施設の位置、面積等

位置	駐車施設 面積(注1)	台数 (注2)	高さ (はり下)	プラットフォーム の広さ	同時作業の 可能な数	待機スペースの 有無・広さ
別 図	m ²	台	m	m × m	台	有無⇒広さ (m× m)

(注1) 車路面積を除く

(注2) 駐車施設1台の大きさ：幅3m×奥行き7.7m以上

④搬出入車両の出入口の数

専用出入口の有無	出入口数、種別(注)	対応等
無		「無」の理由
有		

(注)【例】種別：出入口用・入口専用・出口専用

⑤荷さばき施設の規模の算出根拠

項目	予測数	予測数値の根拠等
ピーク時の搬出入車両数	台	
平均的な荷さばき処理時間	分	
同時作業可能な台数	台	

添付図面4 荷さばき施設の計画に関する図面

■搬出入車両の出入口等配置図	【記載内容】 出入口の位置、種別 出入口が接する道路の位置・幅員
■荷さばき施設の平面図	【記載内容】 荷さばき駐車施設の配置、駐車区画の配置(寸法、高さ) プラットフォームの広さ、待機スペース等がわかるように図示

(5) 経路の設定

①敷地周辺の道路の状況

- ・別添「周辺見取図」に敷地周辺の道路の「No.」を表示すること。

項目	道路 No. 1 ○ 道 ○ ○ 線	道路 No. 2 ○ 道 ○ ○ 線	道路 No. 3 ○ 道 ○ ○ 線	
道路幅員				
交通規制				
歩道の有無				
信号機の有無				
横断歩道等の状況				
通学路の有無				

②現状の平日、日曜それぞれの交通量調査の結果

調査年月日	平日： 年 月 日 () 休日： 年 月 日 (日)
調査場所	
調査の委託先	
調査方法	
調査結果	<別 表：交通量調結果の記入例>
ピーク時・トータル値の 交差点飽和度	<別添図：現況と開店後における交通量比較の記入例>

- ・調査エリアは原則として、店舗周辺の最寄の交差点とする。
- ・調査時間帯は、開店から閉店までの時間帯とし、営業時間外の荷さばき作業の時間帯も含むものとする（営業時間プラス1時間程度とする）。
- ・調査内容としては車種及び時間帯別方向別の台数を調査するものとする。
- ・調査結果は別表に、ピーク時のトータル値の交差点飽和度は別添図面に示すこと。

③開店後の周辺交差点の交通量の予測

予測方法	
計画に伴う 発生交通量	台／日 台／h ピーク)
交差点飽和度	<別添図：現況と開店後における交通量の比較の記入例>

- ・調査エリアは原則として、店舗周辺の最寄の交差点とする。
- ・予測値はピーク時のトータル値とする。
- ・予測結果及び交差点飽和度は別添図面に示すこと。

④経路等を来店者に知らせる方法

項目	具体的な内容
看板の設置	(設置場所、内容等)
ちらしの配布	(配布方法、内容等)
交通整理員の配置	(配置場所、人数、配置日時等)
その他	

- ・看板の設置場所及び交通整理員の配置場所については、周辺見取図に表示すること。

⑤設置者が行う交通対策等の予定

- ・公共交通計画等との連携等について具体的に記載すること。

添付図面 5 経路に関する図面

■広域見取図 (縮尺 1/25,000)	【添付資料・記載内容】 ・半径 3km 又は 5km の図面 ・周辺の幹線道路等の状況
■周辺見取図・来客自動車の案内経路 (縮尺 1/2,500)	【添付資料・記載内容】 ・敷地周辺の道路の状況 道路幅員 交通規制（一方通行・大型車進入禁止等） 歩道の有無 横断歩道・歩道橋の位置現状 通学路の有無と位置 ・自動車の案内経路の表示 来客自動車の案内経路（入庫経路、出庫経路） 小売店舗以外の付属施設利用者の案内経路 搬出入車両の運行経路 看板の設置場所 交通整理員の配置場所
■交通量調査の結果	【記載内容】 周辺見取図に現状の平日、日曜それぞれの交通量調査の結果（ピーク時のトータル量）を表示すること
■交通量予測の結果等	【記載内容】 周辺見取図に開店後の周辺道路の交通量予測結果及び利用者層を異にする付属施設利用者の交通量予測結果を表示すること

(6) その他の施設の配置及び運営方法に関する計画

①歩行者の通行の利便の確保のための計画

	具体的な内容等
歩行者通路確保のための対策	
夜間照明等の設置の有無	無・有→具体的な内容

②廃棄物減量化及び資源化についての計画

廃棄物減量化及び資源化の予定及び概要	
周辺住民への周知方法	

別表：交通量調査結果の記入例

交通量調査の結果

①平日

調査方向 1

単位：台

時刻帯 \ 車種	自家用車	バス	タクシー	営業用 貨物車	自動車計	二輪車	車種計
9:00～10:00							
10:00～11:00							
18:00～19:00							
19:00～20:00							
時刻帯計							

調査方向 2

単位：台

時刻帯 \ 車種	自家用車	バス	タクシー	営業用 貨物車	自動車計	二輪車	車種計
9:00～10:00							
10:00～11:00							
18:00～19:00							
19:00～20:00							
時刻帯計							

調査方向 3

単位：台

時刻帯 \ 車種	自家用車	バス	タクシー	営業用 貨物車	自動車計	二輪車	車種計
9:00～10:00							
10:00～11:00							
18:00～19:00							
19:00～20:00							
時刻帯計							

交差点交通量

単位：台

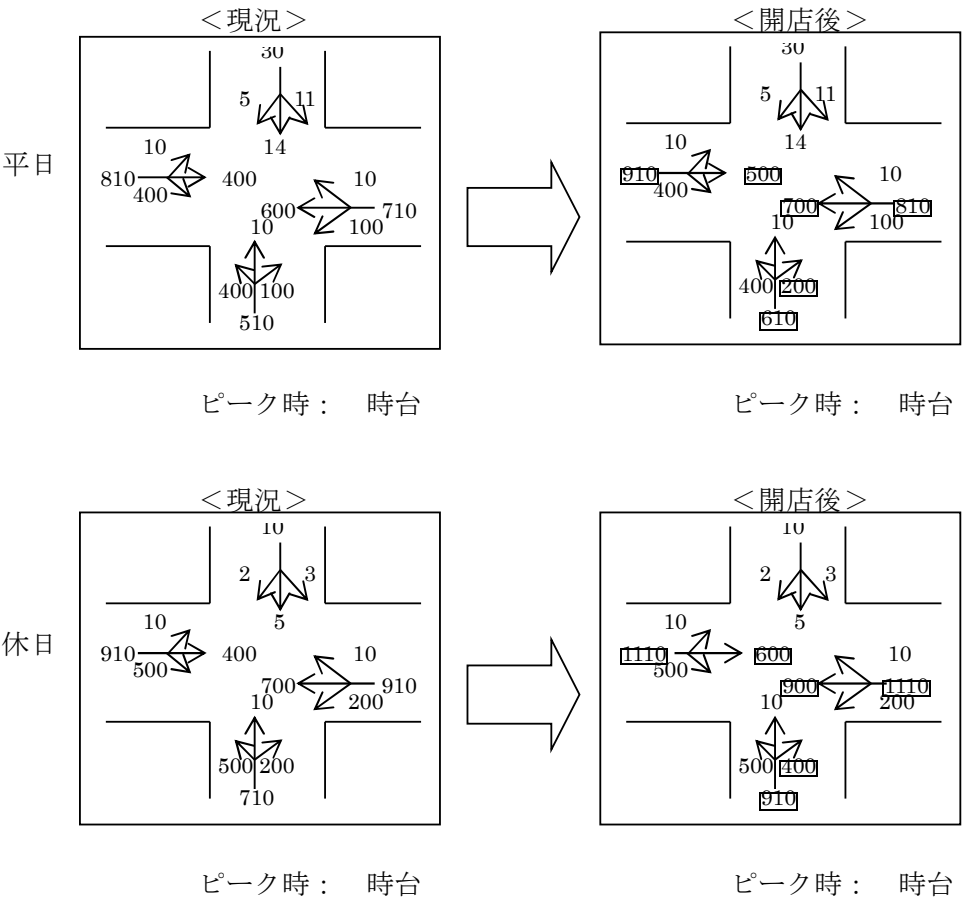
時刻帯 \ 車種	自家用車	バス	タクシー	営業用 貨物車	自動車計	二輪車	車種計
9:00～10:00							
10:00～11:00							
18:00～19:00							
19:00～20:00							
時刻帯計							

・上記に示す車種別、時刻帯別の交通量を調査方向別に記入し、最後に交差点交通量を記入すること。

※「②休日」についても同様に記載

別添図：現況と開店後における交通量の比較の記入例

① 方向別交通量



②交差点飽和度

	平日		休日	
	現況	開店後	現況	開店後
飽和度				
ピーク時	時台	時台	時台	時台

(7) 騒音に関する予測と対策

①発生する騒音に対する一般的な対策の概要

(遮音壁や緑地帯の設置を含む)

項目	具体的な騒音対策
防音壁等の設置	防音壁（有・無） 高さ： m 厚さ： mm 材質： 周辺住民との協議予定（有・無）
緑地帯の設置	設置（有・無） 高さ： m 幅： m
その他騒音発生施設の設置にする配慮事項	

②荷さばき施設及び作業にかかる騒音対策

項目	具体的な騒音対策の内容
荷さばき施設の配置等	別図
荷さばき施設の騒音対策（注１）	
荷さばき作業の騒音対策（注２）	

（注１）【例】荷さばき施設の騒音対策

- ・計画的な配送計画の策定による効率的な荷さばきの実施
- ・荷さばき施設の十分なスペースの確保による荷さばき時間の短縮
- ・荷さばき施設の屋内化
- ・作業場所の床に緩衝機能を有するクッション製の素材の採用
- ・内装面の吸音材の使用等による吸音・遮音等
- ・荷さばき施設への場内道路での速度制限の実施

（注２）【例】荷さばき作業の騒音対策

- ・荷さばき作業時間の特定（早朝・深夜の荷さばきの回避）
- ・荷さばき作業車両のアイドリングの禁止の徹底
- ・低騒音型の荷さばき機器の導入の促進
- ・作業人員への騒音防止意識の徹底等

③BGM等の営業宣伝活動の予定

※条例で使用時間帯の制限がありますので、所管課（環境局環境保全課）に確認してください。

BGM等の使用	使用時間帯	拡声器の数	具体的な騒音防止対策
有・無	時 から 時	個	

④騒音を発生すると思われる機能・設備等の対策（冷却塔・冷暖房設備・送風機・給排気口等）

項目	設置の有無	規模・能力	騒音レベル	使用時間帯	騒音の対策
冷却塔	(有・無)			時から 時まで	(注1)
冷暖房設備	(有・無)			時から 時まで	(注1)
送風機	(有・無)			時から 時まで	(注1)
給排気口	(有・無)			時から 時まで	(注2)
	(有・無)			時から 時まで	
	(有・無)			時から 時まで	
	(有・無)			時から 時まで	
	(有・無)			時から 時まで	
	(有・無)			時から 時まで	

※性能表を添付

(注1)【例】冷却塔、冷暖房機器、送風機等の騒音対策

- ・機器周辺の遮音効果を高める
- ・低騒音機器の導入
- ・機器周辺の吸音処理等

(注2)【例】給排気口の騒音対策

- ・吹き出し口、吸い込み口の形状や向きを検討
- ・低騒音型の送風機の導入等

⑤駐車場の施設構造と騒音対策の概要

構造	収容台数	使用時間	施設面の騒音対策（注1）	運用面の騒音対策（注2）
	台	時から 時まで		
	台	時から 時まで		

(注1)【例】施設面の騒音対策

- ・駐車場の屋内化とそれに伴う天井、壁の吸音処理
- ・立体駐車場におけるスロープの勾配等に配慮した騒音対策
- ・床や排水蓋等による段差をなくす等

(注2)【例】運用面での騒音対策

- ・駐車場の利用時間帯の制限
- ・誘導員、監視員による場内走行の円滑化
- ・アイドリングストップの啓発等

⑥廃棄物収集作業にかかる騒音対策の概要

収集時間	施設面の騒音対策（注１）	運用面の騒音対策（注２）
時から 時まで		

（注１）【例】施設面の騒音対策

- ・廃棄物の収集場所の屋内化及び防音対策
- ・廃棄物の収集場所の配置等

（注２）【例】運用面での騒音対策

- ・廃棄物収集業者へ騒音制御意識向上の働きかけ
- ・早朝深夜における作業回収等収集時間帯の制限等

⑦平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測結果と算出根拠

（昼間：午前６時～午後１０時）

騒音発生源		基準距離における騒音レベル	騒音持続回数 又は 騒音発生回数	予測地点までの距離 (m)				各予測地点における騒音レベル (dB)			
				A	B	C	D	A	B	C	D
				地点	地点	地点	地点	地点	地点	地点	地点
定常騒音	冷却塔										
	室外機										
	給排気口										
変動騒音	自動車走行										
	荷さばき車 アイドリング										
	荷さばき車 後進ブザー										
	廃棄物 収集作業										
	BGM等										
衝撃騒音	荷さばき 荷下ろし音										
	荷さばき 台車走行音										
		各地点で予される等価騒音レベル									
		各地点における環境基準									

※記入上の注意事項等

- ・騒音予測値点については、原則として建物の周囲４方向からそれぞれ近接した最も騒音の影響を受けやすい地点に立地した又は立地可能な住居等の屋外とする。
- ・住居等の立地が不可能な用途の地域に面している方向については、これを予測する必要はない。
- ・騒音予測地点をA地点、B地点、C地点、D地点として別添「配置図」に表示すること。
- ・予測式等を用いた計算は別添資料とする。

(夜間：午後 10 時～午前 6 時)

騒音発生源		基準距離における騒音レベル	騒音持続回数 又は 騒音発生回数	予測地点までの 距離 (m)				各予測地点における騒音レベル (d B)			
				A 地 点	B 地 点	C 地 点	D 地 点	A 地 点	B 地 点	C 地 点	D 地 点
定 常 騒 音	冷却塔										
	室外機										
	給排気口										
変 動 騒 音	自動車走行										
	荷さばき車 アイドリング										
	荷さばき車 後進ブザー										
	廃棄物 収集作										
	BGM等										
衝 撃	荷さばき 荷下ろし音										
	荷さばき 台車走行音										
		各地点で予想される等価騒音レベル									
		各地点における環境基準									

※記入上の注意事項等

- ・騒音予測値点については、原則として建物の周囲4方向からそれぞれ近接した最も騒音の影響を受けやすい地点に立地した又は立地可能な住居等の屋外とする。
- ・住居等の立地が不可能な用途の地域に面している方向については、これを予測する必要はない。
- ・騒音予測地点をA地点、B地点、C地点、D地点として別添「配置図」に表示すること。
- ・予測式等を用いた計算は別添資料とする。

⑧夜間において発生する騒音ごとの予測結果と算出根拠

※夜間において、営業又は営業関連の機器の使用、施設の運営に伴い、騒音が発生することが見込まれる場合には記入する。

騒音発生源		基準距離における騒音レベル	騒音持続回数 又は 騒音発生回数	予測地点までの距離 (m)				各予測地点における騒音レベル (dB)			
				A 地 点	B 地 点	C 地 点	D 地 点	A 地 点	B 地 点	C 地 点	D 地 点
定常騒音	冷却塔										
	室外機										
	給排気口										
変動騒音	自動車走行										
	荷さばき車 アイドリング										
	荷さばき車 後進ブザー										
	廃棄物 収集作業										
	BGM等										
衝撃騒音	荷さばき 荷下ろし音										
	荷さばき 台車走行音										
		規制基準値									

※記入上の注意事項等

- ・午後 11 時から午前 6 時までの時間帯における予測結果とする。
- ・騒音予測地点については、大規模小売店舗の敷地境界線とし、別添「配置図」に表示すること。
- ・定常騒音については「騒音レベル」、変動騒音及び衝撃騒音については「騒音レベルの最大値」の予測値を記載する。但し、「騒音レベルの最大値」は騒音計の「時間重み特性 F」を用いて測定した場合のものとする。

添付図面 6 騒音発生源となる施設設備の配置図

■騒音発生源となる施設設備の配置図 (縮尺 1/200～1/500)	【記載内容】 縮尺・方位 各施設の配置、寸法 騒音予測地点 遮音壁、緑地帯等の防音施設の配置、寸法（高さ×幅） 発生源の設置位置 <発生源> 冷却塔・室外機・給排気口・拡声器等 駐車場及び進入路・荷さばき施設及び進入路・廃棄物保管場所等

(8) 廃棄物の保管場所の計画

① 廃棄物等保管施設の位置及び容量

位 置	容 量
	m ³

② 廃棄物等の排出量等の予測

廃棄物等種別	店舗面積 (S)		(A) 一日あたり 廃棄物排出量 (指針原単位×s)	年間 排出量 (A)×365	(B) 平均 保管日数	(C) 見かけ比重 (t/m ³)	(D) 排出量 A×B÷C
紙製 廃棄物	6,000 m ² 以下 の部分	m ²	(t)	t	日		m ³
	6,000 m ² 超え の部分	m ²	(t)	t			
	計		t	t			
金属製 廃棄物	6,000 m ² 以下 の部分	m ²	(t)	t	日		m ³
	6,000 m ² 超え の部分	m ²	(t)	t			
	計		t	t			
ガラス 製廃棄物等	6,000 m ² 以下 の部分	m ²	(t)	t	日		m ³
	6,000 m ² 超え の部分	m ²	(t)	t			
	計		t	t			
プラス チック 製廃棄物等	6,000 m ² 以下 の部分	m ²	(t)	t	日		m ³
	6,000 m ² 超え の部分	m ²	(t)	t			
	計		t	t			
厨芥類 (生ごみ)等	6,000 m ² 以下 の部分	m ²	(t)	t	日		m ³
	6,000 m ² 超え の部分	m ²	(t)	t			
	計		t	t			
その他の可燃性廃棄物等		m ²		t	日		m ³
合 計							m ³

※見かけ比重について指針の数値によらない場合

見かけ比重の根拠：

③特別な事情による廃棄物などの排出量予測

特別な事情の説明：	
予測排出量	m ³
排出予測の根拠：	

④小売店舗以外の施設からの廃棄物等の排出状況

※小売店舗以外の施設がある場合のみ記載

廃棄物保管施設の状況	小売店舗と共用 ・ 小売店舗と別途確保
------------	---------------------

※「小売店舗と共用」の場合に記載

小売店舗以外の施設からの 廃棄物等の予測排出量	小売店舗以外の施設からの廃棄物等の排出の予測の根拠
m ³	

⑤廃棄物等の保管施設の計画

ア) 厨芥類（生ゴミ）等

容	面積	排出方法	付属施設の概要※	施設配置
m ³	m ²			(別添平面図に記載)

イ) その他可燃性廃棄物等

容量	面積	排出方法	付属施設の概要※	施設配置
m ³	m ²			(別添平面図に記載)

ウ) リサイクル品保管施設の計画

容量	面積	排出方法	付属施設の概要※	施設配置
m ³	m ²			(別添平面図に記載)

※付属施設の概要

給排水設備、換気設備（換気扇の向き、設備の構造等）、中間処理機（生ごみ処理機など）、自動貯留設備等について記載

エ) その他

・産業廃棄物等の発生が予想される場合は、必要に応じて保管場所を明示してください。

添付図面 7 廃棄物等保管施設に関する図面

■廃棄物等保管施設の配置図 (縮尺：1/200～1/500)	【記載内容】 建物配置図の中に廃棄物保管施設の位置を示し、隣接地の用途等も可能な限り記載すること
■廃棄物等保管施設の平面図 (縮尺：1/100～1/200)	【記載内容】 一般廃棄物の保管施設、リサイクル品のストックヤードそれぞれの寸法、高さ、構造等について記載すること

(9) 廃棄物等の運搬・処理計画

① 廃棄物等の運搬方法

廃棄物等 種別	運搬の方法	予定運搬者等	収集車の種類	運搬の頻度
紙製廃棄物	自社運搬・業者委託 その他（ ）			
金属製廃棄物	自社運搬・業者委託 その他（ ）			
ガラス製廃棄物	自社運搬・業者委託 その他（ ）			
プラスチック製 廃棄物	自社運搬・業者委託 その他（ ）			
厨芥類(生 ゴミ)	自社運搬・業者委託 その他（ ）			
その他可燃性廃棄物	自社運搬・業者委託 その他（ ）			
その他	自社運搬・業者委託 その他（ ）			

② 廃棄物等の処理方法

廃棄物等 種別	予定処理者等	敷地内処理の場合				
		具体的 処理方法	処理関連設備 の内容	処理施設の 悪臭対策	処理施設の 防音対策	施設配置
紙製廃棄物						<別添平面図 に記載>
金属製廃棄物						
ガラス製廃棄物						
プラスチック製 廃棄物						
厨芥類(生 ゴミ)						
その他可燃性廃棄物						

※分別する廃棄物の種類ごとに記載すること

【例】

厨芥類（生ゴミ）、空き缶、空き瓶、ペットボトル、牛乳パック、トレイ、段ボール、新聞・雑誌、その他紙類、発泡スチロール、その他

③ 小売業者における廃棄物等運搬・処理方法

※小売業者ごとに運搬・処理を行う場合のみ記載

小売業者名	廃棄物等の運搬・処理の具体的方法

④廃棄物の分別・資源化計画

廃棄物の種類	発生予測量（A＋B） t／年	ごみ処分量（A） t／年	資源化量（B） t／年
厨芥類（生ゴミ）			
新聞・雑誌			
段ボール			
空き缶			
空き瓶			
ペットボトル			
牛乳パック			
その他可燃ごみ			
その他不燃ごみ			
合 計			

⑤食品加工場・廃棄物処理施設・換気設備の概要等計画

施 設 面 積		
配 置	<別添平面図に記載>	
具 体 的 内 容		
悪 臭 対策	設備面での対策	
	運用面での対策	

添付図面 8 廃棄物等の運搬・処理に関する図面

■廃棄物運搬車の運行経路	【記載内容】 周辺見取図（縮尺：1/2, 500）に廃棄物運搬車両の運行予定経路を表示 建物配置図（縮尺：1/200～1/500）に敷地内における運行経路を表示
■廃棄物処理施設・食品加工場等の配置図（縮尺：1/200～1/500）	【記載内容】 建物配置図の中に廃棄物処理施設・食品加工場等の位置を示し、隣接地の用途等も可能な限り記載すること

(10) 街並みづくり等への配慮に関する事項

①街並みづくり等への配慮事項

※特記すべき事項があれば記載

街並みづくり等への配慮事項：

②敷地内の緑化計画

敷地面積	緑化する土地の面積	緑化の方法
m ²	m ²	

③景観への配慮

※店舗デザイン、周辺の景観へのマッチング等

景観への配慮事項：

<別添図面>

添付図面 9 景観等への配慮に関する図面

■建物完成予想図

可能な限り着色の建物完成予想図を添付

④屋外照明・広告塔照明等の計画と光害対策

	屋外照明（店舗・駐車場）	広告塔照明
照明灯の配置	<別添図面（配置図）>	<別添図面（配置図）>
照明灯の方向		
照明の強さ		
点灯時間		
光害対策		

添付図面 10 光害への配慮に関する図面

■屋外照明・広告塔照明の配置図

建物配置図等に屋外照明、広告塔照明の位置を表示

⑤防災・防犯対策

防災協定等締結の有無	有・無
締結協定の内容	
駐車場等施設の管理状況 （施錠など）	
警備員・従業員の巡回等	

⑥地域活動への協力

・地域防犯活動、環境美化活動への参加等

付属資料：添付図面について

「立地法指針の各項目に関する事項」に記載されている添付図面等については、「店舗施設計画に関する図面」等に示されている以下の図面にまとめることとする。ただし、1つの図面にまとめることが不可能である場合には、別途添付図を用いてもよい。（2枚以上に分ける場合には、縮尺を統一させること。）

提出する図面の種類	併用可能な図面の種類	記載項目等
1. 建物位置図 （縮尺：1/25,000） 建物の位置及び周辺の幹線道路等の状況がわかる図面	経路に関する図面	
	■広域見取図	- 半径3km又は5kmの図面 - 周辺の幹線道路等の状況
2. 周辺見取図 （縮尺：1/2,500） 隣接地の用途現況及び街づくり計画等の範囲が分かる図面	経路に関する図面	
	■周辺見取図・来客自動車の案内経路	- 敷地周辺の道路の状況 道路幅員、交通規制（一方通行・大型車進入禁止等）、歩道の有無、横断歩道・歩道橋の位置現状、通学路の有無と位置 - 自動車の案内経路の表示 来客自動車の案内経路（入庫経路、出庫経路）、小売店舗以外の付属施設利用者の案内経路、搬出入車両の運行経路、看板の設置場所、交通整理員の配置場所
	■交通量調査の結果	・現状の平日、日曜それぞれの交通量調査の結果（ピーク時のトータル量）
	■交通量予測の結果等	・開店後の周辺道路の交通量予測の結果及び利用者層を異にする付属施設利用者の交通量予測の結果
	廃棄物等の運搬・処理に関する図面	
	■廃棄物運搬車両の運行経路	・廃棄物運搬車両の運行予定経路を表示
3. 建物配置図 （縮尺：1/100～1/500） 店舗の用に供する部分、その他の施設、駐車場等の配置が分かる図面	駐車場計画に関する図面	
	駐車場配置図	縮尺、方位 駐車場の配置、駐車区画の配置（寸法） 駐車場内外の自動車の通路、幅員 交通整理員の位置 駐車場の出入口の位置（No.） 駐車場の出入口が接する道路の位置、幅員 駐車場から店舗の入口までの歩行者経路
	駐輪場計画に関する図面	
	■駐輪場配置図	縮尺、方位 駐輪場の配置、駐輪区画の配置（寸法） 駐輪場への自転車の経路及び出入口 自動車、自転車及び歩行者の動線への配慮 交通整理員の配置

	自動二輪車及び原動機付自転車に関する図面	
	■自動二輪車及び原動機付自転車駐車場配置図	縮尺、方位 駐車場の配置、駐車区画の配置（寸法） 駐車場への自動二輪車及び原動機付自転車の経路及び出入口 自動車、自転車及び歩行者の動線への配慮 交通整理員の配置
	荷さばき施設の計画に関する図面	
	■搬出入車両の出入口等配置図	出入口の位置、種別 出入口が接する道路の位置、幅員
	■荷さばき施設の平面図	荷さばき駐車施設の配置 駐車区画の配置（寸法、高さ） プラットホームの広さ 待機スペース 等がわかるように図示
	騒音発生源となる施設設備の配置図	
	■騒音発生源となる施設設備の配置図	縮尺、方位 各施設設備の配置、寸法 騒音予測地点 遮音壁、緑地帯等の防音施設の配置、寸法（高さ×幅） 発生源の位置 （発生源：冷却塔・室外機・給排気口・拡声器等、駐車場及び進入路・荷さばき施設及び進入路・廃棄物保管場所等）
	廃棄物等保管施設に関する図面	
	■廃棄物等保管施設の配置図	・廃棄物保管施設の位置を示し、隣接地の用途等も可能な限り記載
	■廃棄物保管施設の平面図 （縮尺：1/100～1/200）	・一般廃棄物の保管施設及びリサイクル品のストックヤードそれぞれの寸法、高さ、構造等について記載 ※別途図面を用いることが望ましい
	廃棄物等の運搬・処理に関する図面	
	■廃棄物運搬車両の運行経路	・敷地内における運行経路を表示
	■廃棄物処理施設・食品加工場等の配置図	・廃棄物処理施設、食品加工場の位置を示し、隣接地の用途等も可能な限り記載 ※敷地内処理又は食品加工場がある場合
4. 各階平面図 （縮尺：1/200～1/500） 業態ごとに範囲を示した各階についての平面図	光害等への配慮に関する図面	
	■屋外照明・広告塔照明の配置図	屋外照明、広告塔照明の位置を表示
5. 建物完成予想図 （特に縮尺の規定なし）	駐車場計画に関する図面	
	■駐車場各階平面図	縮尺・方位 駐車区画等の寸法 駐車場内外の自動車の通路・幅員 駐車場から店舗の入口までの歩行者経路
	景観等への配慮に関する図面	
	■建物完成予想図	可能であれば、着色の建物完成予想図を添付

V 大規模小売店舗立地法の届出手続

V 大規模小売店舗立地法の届出手続

1 届出手続について

「大規模小売店舗立地法」に基づく届出については、その内容により、それぞれ様式が定められています。また、川崎市では、「川崎市大規模小売店舗立地法運用要綱」を制定しており、この中で規定している様式もあります。これらの様式は、「VI 届出様式」に収録してあります。

書類の作成要領については、「IV 大規模小売店舗立地法に関する必要書類等作成要領」に記載してありますので、参照してください。

- (1) 届出者 当該大規模小売店舗の設置者（建物所有者）
- (2) 宛 先 川崎市長宛て
- (3) 提出先 川崎市経済労働局観光・地域活力推進部商業・サービス業振興担当

（注）事前に担当に連絡の上、直接届出書類を持参してください。

- (4) 手続の内容

新設・変更（法6-2、附則5-1）

届出の種別	新設	法6-2 (変更)	軽微変更適用 の場合
届出書	様式第1	様式第3 様式第8	様式第3
公告	○	○	○
縦覧	○	○	○
説明会	○	○	—
住民等の意見	○	○	○
川崎市の意見	○	○	—
変更の届出	様式第5	様式第5	—
変更しない旨 通知	○	○	—
勧告	○	○	—
変更の届出	様式第6	様式第6	—
公表	○	○	—

（注意事項）

- ①法6-2の届出には、法附則5-1の既存店の変更も含む。
- ②軽微変更適用とは、法6-2の変更届出（法附則5-1変更届出も含む）の場合で、川崎市が法6-4に規定する「軽微な変更」と認めたもの。

変更（法 6－1）、廃止、承継

届出の種別	法 6－1 (変更)	法 6－5 (廃止)	法 1 1－3 (承継)
届出書	様式第2	様式第4	様式第7
公告	○	○	—
縦覧	○	—	—
住民等の意見	○	—	—

(5) 届出等に必要な部数

新設の届出 (法 5－1)	正本 1 部 副本 9 部
添付書類 (法 5－2)	
変更の届出 (法 6－2)	
変更する届出 (法 8－7)	
変更しない通知 (法 8－7)	
変更に係る届出 (法 9－4)	
既存店の変更 (附則 5－1)	正本 1 部 副本 2 部
変更の届出 (法 6－1)	
廃止の届出 (法 6－5)	
承継の届出 (法 1 1－3)	

(注 1) 添付書類については、法 6－3、法 8－8 及び法 9－5 において準用する場合も含みます。

(注 2) 店舗所在地の敷地境界から 1 キロメートルの範囲に東京都又は横浜市の一部が含まれる場合には、この数を加えた部数として下さい。

(注 3) 提出書類は、届出事項一覧に示した順にまとめ、一番上に内容一覧表を添付して下さい。

(注 4) 添付書類のうち、登記事項証明書は副本への添付は写しを可とします。

(注 5) 作成書類は原則として A 4 サイズを使用することとし、添付書類が A 4 サイズを超える場合には、A 4 サイズに折り込んで下さい。

(注 6) 届出書の控えが必要な方は、上記の必要部数とは別に用意して下さい。

(6) 川崎市が行う公告

川崎市が行う公告は次のとおりです。

川崎市の掲示場に掲示します。また川崎市の公報及び川崎市のホームページでお知らせをします。

公告の内容	根拠規定
届出事項の概要	・新設届（法５－１）法５－３ ・変更届（法６－１、法６－２）法６－３ ・変更届（法附則５－１、法附則５－３）法附則５－４ ・廃止届（法６－５）法６－６ ・市の意見に対する変更届（法８－７）法８－８ ・市の勧告に対する変更届（法９－４）法９－５
住民等の意見の概要	法８－３
市の意見の概要	法８－６
市の勧告の内容	法９－３
市の公表の内容	要綱２４－２

(7) 届出書等の縦覧

法の規定に基づく縦覧期間、縦覧場所は次のとおりです。

縦覧の内容	根拠規定	期間
届出事項の概要	・新設届（法５－１）法５－３ ・変更届（法６－１、法６－２）法６－３ ・変更届（法附則５－１、法附則５－３）法附則５－４ ・市の意見に対する変更届（法８－７）法８－８ ・市の勧告に対する変更届（法９－４）法９－５	４ヶ月
住民等の意見の概要	法８－３	１ヶ月
市の意見の概要	法８－６	１ヶ月

縦覧場所：経済労働局観光・地域活力推進部商業・サービス業振興担当

（川崎市川崎区宮本町１番地 本庁舎９階）

※新設の届出に係る一連の縦覧及び法６－２の届出事項の概要（法６－３）

の縦覧については、出店地の所在する区の区役所でも行われます。

注：法５－３に規定する縦覧については、法８－８及び法９－５において準用する場合も含まれます。

(8) その他

川崎市では、「川崎市大規模小売店舗立地審議会」を設置し、重要事項を諮問し、法の適正な運用を図っています。

2 新設に関する届出等

大規模小売店舗の新設等を行う者は、あらかじめ「大規模小売店舗届出書」を作成し、川崎市へ直接届出をしてください。

※大規模小売店舗を新設するものには、建物の床面積を変更し、又は既存の建物の全部若しくは一部の用途を変更することによって大規模小売店舗になる場合を含みます。

※届出の日から8ヶ月を経過した後でなければ、新設はできません。

(1) 届出の内容は次のとおりです。

(法第5条第1項、施行規則第3条第1項、第2項)

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - (2) 来客が駐車場を利用することが出来る時間帯
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことが出来る時間帯

(2) 添付書類

上で示した届出書には、次の書類を添付することになっています。

(法第5条第2項、施行規則第4条)

- 1 法人にあってはその登記事項証明書、個人にあってはその住民票の写し
- 2 主として販売する物品の種類
- 3 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面
- 4 必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠

- 5 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項
- 6 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法
- 7 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯
- 8 遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面
- 9 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面
- 10 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠
- 11 夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠
- 12 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠

注:このうち第4号、第5号及び第10号から第12号までに掲げる予測は、一般的な技術水準を勘案して合理的と認められる手法によって行うものとします。

※これらの内容に関する必要書類の作り方については、「大規模小売店舗立地法に関する必要書類等作成要領」に取りまとめでありますので参照してください。

(3) 公告と縦覧

川崎市は大規模小売店舗の届出があったときは、届出書の各号に掲げる事項の概要、届出年月日及び縦覧場所を公告します。

届出書及び添付書類は、公告の日から4ヶ月間、経済労働局観光・地域活力推進部商業・サービス業振興担当（川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎9階）及び出店地の所在する区役所で縦覧が行われます。

(4) 開店の制限

届出の内容を審査し、意見を述べるか否かを決定しない段階での開業が可能になると、法の手続が無意味なものになってしまいます。このため届出の日から8ヶ月経過した後でなければ、この届出に係る大規模小売店舗の新設をすることはできません。

3 変更に関する届出

大規模小売店舗についての変更に関する届出は次のとおりです。

(1) 設置者等の変更（法第6条第1項）

- ①届出項目の第1号、第2号についての変更があった場合は、変更後遅滞なく「変更届出書」を作成し、届け出てください。
- ②設置者に関する変更の場合はそれを証明する書類を添付してください。その他では添付書類はありません。
- ③公告と縦覧

川崎市は変更の届出があったときは、届出書の各号に掲げる事項の概要、届出年月日及び縦覧場所を公告します。

届出書及び添付書類は、公告の日から4ヶ月間、経済労働局観光・地域活力推進部商業・サービス業振興担当（川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎9階）で縦覧が行われます。

(2) 店舗面積の合計、施設の配置や運営方法等の変更（法第6条第2項）

- ①法第5条第1項第3号から第6号までの事項に係る変更については、あらかじめ「変更届出書」と添付書類のうち変更に係わるものを添付して届け出てください。
- ②一時的な変更又は次の各号に掲げるものは届け出る必要はありません。
 - 一 大規模小売店舗の新設をする日の繰下げを行うもの
 - 二 都道府県が法第8条第4項の規定により意見を有しない旨を通知した場合において、大規模小売店舗の新設をする日の繰上げを行うもの
 - 三 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を減少させるもの
 - 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を増加させるものであって、増加後の店舗面積の合計が、次のイ又はロに掲げる場合に依り当該イ又はロに掲げる店舗面積の合計（以下「基礎面積」という。）に1,000平方メートル又は基礎面積の一割に相当する面積のいずれか小さい面積を加えた面積を超えないもの
 - イ 法第5条第1項の規定による届出をしている場合であって、法第6条第2項の規定による届出をしていないとき 当該届出に係る店舗面積の合計
 - ロ 法第6条第2項の規定による届出をしている場合 当該届出に係る店舗面積の増加をした後の店舗面積の合計
 - 五 駐車場又は駐輪場の収容台数を増加させるもの
 - 六 荷さばき施設の面積を増加させるもの
 - 七 廃棄物等の保管施設の容量を増加させるもの
 - 八 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻の繰下げ又は閉

店時刻の繰上げを行うもの

- ※これらは届出不要ですが、報告書の提出をお願いします。
- ※これらのうち五から七については、それぞれ増加となる場合であっても、位置の変更を伴うものは届出が必要になります。

③軽微な変更（法第6条第4項ただし書き）

通常、「大規模小売店舗の施設の配置に関する事項」の変更は、法第6条第4項の規定により変更届出書の提出後8ヶ月間に変更することができません。しかし、変更内容が「周辺地域の生活環境に与える影響が変更前と比べて変化しない、もしくは改善される」と川崎市が認める軽微な変更は、届出から8ヶ月を経過しなくても変更が可能となります。

対象となるのは、店舗に付属する施設（駐車場・駐輪場・荷さばき施設・廃棄物等保管施設）の「位置の変更」であって、店舗の周辺的生活環境に与える影響が変更前と比べて変化しないと市が認めたものに限られています。

- ※軽微な変更として、届出をする場合には、届出を行おうとする1か月前までに「軽微変更適用申請書」に、該当することを証する資料を添付して申し出てください。審査の結果は届出者に書面で通知します。

④公告と縦覧

川崎市は変更の届出があったときは、届出書の各号に掲げる事項の概要、届出年月日及び縦覧場所を公告します。

届出書及び添付書類は、公告の日から4ヶ月間、経済労働局観光・地域活力推進部商業・サービス業振興担当（川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎9階）及び出店地の所在する区役所で縦覧が行われます。

- ※軽微な変更についても公告・縦覧が行われます。

⑤変更の制限

一 施設の配置に関する変更（法第5条第1項第3号から第5号までの事項に係る変更）については、届出の日から8ヶ月経過した後でなければ、届出に係る変更を行うことはできません。

ただし、軽微な変更については8ヶ月を待たずに変更することができます。

二 運営事項に関する変更（法第5条第1項第6号に係る事項の変更）については、届出の日から8ヶ月を待たずに変更できますが、説明会を実施した後に当該変更をお願いしています。また、意見聴取等の一連の手続きが進められるため、届出者には必要な措置をとっていただく場合があります。

4 説明会の開催

大規模小売店舗の新設もしくは変更の届出をした者は、届出をした日から2ヶ月以内に届出書と添付書類の内容を地域住民等へ周知させるための説明会を開催しなければなりません。

説明会の開催計画が決まり次第、説明会開催計画書（書式任意）を1部提出してください。

（1）開催方法

説明会場	説明会の会場は原則出店地と同一区内の店舗の近くで、参加人数と交通利便性を考慮して設定してください。 (店舗会議室、市民館、町内会館等)
開催回数	原則1回以上 次の場合は3回を限度として複数回開催するものとします。 ・新設（法5－1）の届出の場合・・・ <u>3回</u> ・変更（法6－2）の届出で、 <u>23時から6時までの時間帯</u> に営業または恒常的に荷さばき作業その他営業に付随する活動を行う場合・・・ <u>2回以上</u> ・その他市長が必要と認める場合（市長から説明会開催者に対して書面で通知します。）
開催日時	・土休日か平日の夜間に設定してください。 ・2回以上開催する場合は、土休日と平日の夜間に設定してください。 ・土休日であれば同日2回（午前/午後、昼/夜）も可としています。 ・施設の運営方法に係る変更届出（法第5－1－6の事項に係る法6－2の届出）については、 <u>当該変更</u> に先立ち説明会を行ってください。
配布資料	「届出書・添付書類」の代わりに、指針に基づく配慮事項について詳細な説明が記載されている「説明書」を資料として用いることができます。
公告	説明会を開催する者は、開催予定日の一週間前までに説明会開催の公告をしてください。 公告の方法は店舗所在地の敷地境界から1キロメートルの範囲（隣接する市域も含む）について、代表的な地方紙1紙を含む日刊紙4紙に説明会開催案内を掲載すること、もしくは説明会開催案内を公告するチラシを折り込むものとします。
説明者	説明会開催者と届出者が異なる場合は、届出者は説明会に同席してください。

(2) その他

一 説明会を開催することが必要ない場合

周辺地域の生活環境に与える影響がほとんどない変更であるため、説明会を開催する必要がないと思われる場合には、「説明会不要申出書」とこれを証する資料を添付して提出してください。審査の結果については届出者に書面で通知します。

※大規模小売店舗の立地する敷地内の見やすい場所に、届出等の要旨を掲示するとともに、インターネットを利用することにより、これを行ってください。(施行規則第11条第2項)

二 説明会を開催することができない場合

説明会開催者がやむを得ない理由によって、公告をした説明会を開催することができず、川崎市がこれをやむを得ないと認めた場合は開催しなくて結構です。

この場合には、「説明会開催不能申出書」を提出してください。

川崎市はやむを得ない理由として認められるかどうかを判断して届出者に書面で通知します。

やむを得ない場合としては、次のような場合が考えられます。

- ・天災、交通の途絶その他の不測の事態により説明会の開催が不可能であること
- ・説明会開催者以外の者により説明会の開催が故意に阻害されることによって説明会を円滑に開催できないこと

※この場合でも届出等の内容について地元周知してもらう必要があるため、出店予定敷地内に計画概要を標識で掲示してください。

(3) 説明会実施報告書の提出

説明会終了後、速やかに「説明会実施状況報告書」を1部提出してください。

報告書には、説明会で配布した資料、議事録を添付してください。

説明会を開催する必要がない場合、又は開催できない場合は、敷地内に掲示した届出事項及び添付資料の要旨を添付してください。

5 住民の意見

市内に居住している方、川崎商工会議所等の団体をはじめ大規模小売店舗の周辺の生活環境保持のために店舗の設置者が配慮すべき事項について意見のある方は、新設又は変更届出の公告があった日から4ヶ月以内に、川崎市に意見書を提出し、意見を述べることができます。

※川崎市は、述べられた意見の概要を公告し、公告の日から1ヶ月間、意見書の縦覧が行われます。

6 川崎市の意見

川崎市は、届出があった日から8ヶ月以内に、「5 住民等の意見」に配慮し、「指針」を勘案して、設置者に対して、大規模小売店舗の周辺の生活環境保持の見地から意見がある場合は意見を述べます。

意見を述べる場合は、設置者に文書で通知するとともに、住民等から提出された意見の概要と川崎市の意見の概要を公告します。

意見がない場合、市はその旨を設置者に文書で通知し、手続は終了します。この場合は、届出の日から8ヶ月を経過していなくても店舗の新設又は変更をすることができます。

※川崎市は、述べた意見の概要を公告し、公告の日から1ヶ月間、意見書の縦覧が行われます。

7 変更の届出、届出事項を変更しない旨の通知

川崎市が意見を述べた場合、届出者は川崎市に対し、この意見の内容を検討し、届出事項を変更する届出又は変更しない旨の通知を行います。

※変更の届出を行う場合は、あらかじめ変更に係る部分の準備書を3部提出してください。

※「届出事項変更届出書」に、変更の部分に係る添付書類を添付し届け出てください。（様式第5）

※変更しない場合は、「届出事項を変更しない旨の通知書」に、変更しなくても周辺地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を避けることができることを証明する資料を添付してください。（第7号様式）

※なお、届出事項を変更しない場合で、添付書類のみを変更・訂正するときは、修正部分を明記した添付書類を資料として添付してください。

※届出又は通知の日から2ヶ月を経過しないと、新設又は変更をすることはできません。

※川崎市は、届出を公告し、公告の日から4ヶ月間、縦覧が行われます。また、通知は川崎市のホームページでお知らせします。

8 川崎市の勧告

川崎市は、「7 変更の届出、届出事項を変更しない旨の通知」（添付書類）の内容を審査し、川崎市の意見を適正に反映しておらず、周辺地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することが困難だと認めた場合は、2ヶ月以内にその理由を付して勧告します。

勧告を行わない場合は、市はその旨を設置者に対し文書で通知することによって手続は終了します。

※川崎市は、勧告の内容を公告します。

※川崎市が勧告を行わない旨を通知した場合は、手続が終了しますが、「7の届出又は通知日」から2ヶ月を経過しないと店舗の新設又は変更をすることができません。

9 変更の届出

「8 川崎市の勧告」を受けた者は、川崎市に対してこの意見の内容を検討し、必要な変更に係る届出を行います。

必要な変更の届出を行う場合は、あらかじめ変更に係る部分の準備書を、3部提出してください。

※「届出事項変更届出書」に、変更の部分に係る添付書類を添付し、「8 川崎市の勧告」を行った日から起算して2ヶ月以内に届け出てください。（様式第6）

※なお、再検討の結果、届出事項を変更しない場合で、添付書類のみを変更・訂正するときは、修正部分を明記した添付書類を資料として添付してください。

※原則として、2ヶ月以内に必要な変更の届出がなされない場合は、勧告に従う意志がないものとみなします。

※川崎市は届出を公告し、公告の日から4ヶ月縦覧が行われます。また、通知は市のホームページでお知らせします。

※勧告が適正に反映されていると認めた場合には、その旨を文書で届出者に通知します。通知によって手続は終了となります。

10 川崎市の公表

川崎市は、「9 変更の届出」（添付資料）の内容を審査し、正当な理由なく市の勧告に従わないと認めるとき又は勧告に従う意志がないものとみなしたときは、その旨を公表します。

※川崎市が公表を行おうとする場合は、あらかじめ届出者にその旨を通知し、原則として文書により意志の聴取を行います。

※川崎市は、公表内容を公告します。その他報道機関への情報提供を行う等市長が適当と認める方法も行います。

1 1 廃止

大規模小売店舗の床面積を変更したり、建物用途を変更して店舗面積の合計を 1,000 ㎡以下にする場合には、この法律の適用対象外になりますので、「大規模小売店舗廃止届出書」を作成し、届出をしてください。

届出書の公告は川崎市の掲示場に掲示します。また川崎市公報及び川崎市のホームページでお知らせします。

1 2 承継

大規模小売店舗の届出をした者から、その店舗を譲り受けた者等は、当該届出をした者の地位を承継するとともに、その旨を届け出ることになっています。

①「承継届出書」を作成し、届出をしてください。

②店舗の建物に係る登記事項証明書と、法人の場合は法人の登記事項証明書、個人の場合は住民票を添付してください。

1 3 既存店の変更手続

法施行時、既に開店している又は法施行の日から 8 ヶ月の期間内に開店した大規模小売店舗については、届出等の手続を行う必要はありません。

しかし、大規模小売店舗を設置している者が、店舗面積の合計、店舗の施設配置、店舗施設の運営方法について最初に変更する場合には、届出・手続が必要になります。

この場合には川崎市へ「大規模小売店舗を設置している者の変更事項届出書」に添付書類を添えて届出をしてください。法第 6 条第 2 項ただし書で届出を要しないとされている変更についても届出が必要です。

また併せて法第 5 条第 1 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号から第 6 号に掲げる事項で変更しない項目についても届出を行うことになっています。

※店舗面積の合計、施設の配置に関する事項の変更の場合には、届出書提出後 8 ヶ月間は届出事項の変更をすることはできません。

※変更の手続は、届出事項第 3 号から第 6 号の変更とみなされますので、法 6 条 2 項の規定に基づく変更の手続と同様の流れで手続を行います。

1 4 定期報告

大規模小売店舗の開店あるいは施設変更の後においても、設置者は当該大規模小売店舗が周辺の地域の生活環境に与える影響について十分な注意を払い、届出時に対応策の前提として調査・予測した結果と大きく乖離があり、対応の規模が著しく過小であった場合等には必要な措置をとるよう努めることが必要であると指針では述べられています。

このような趣旨から建物設置者、小売業者の利便性の向上と環境悪化の防止を図るために原則として年 1 回「大規模小売店舗定期調査」を行いますので、定期的な調査についての御協力をお願いします。

VI 届出様式

VI 届出様式

規則による様式	要綱による様式	名 称	頁
	第 1 号様式 (第 3 条関係)	大規模小売店舗出店計画概要書	5 8
様式第 1 (第 3 条関係)		大規模小売店舗届出書	5 9
様式第 2 (第 6 条関係)		変更届出書	6 0
様式第 3 (第 7 条関係)		変更届出書	6 1
	第 2 号様式 (第 8 条関係)	軽微変更適用申出書	6 2
様式第 4 (第 9 条関係)		大規模小売店舗廃止届出書	6 3
	第 3 号様式 (第 1 0 条関係)	説明会不要申出書	6 4
	第 4 号様式 (第 1 2 条関係)	説明会開催不能申出書	6 5
	第 5 号様式 (第 1 3 条関係)	説明会実施状況報告書	6 6
	第 6 号様式 (第 1 4 条関係)	意 見 書	6 7
様式第 5 (第 1 6 条関係)		届出事項変更届出書	6 9
	第 7 号様式 (第 1 8 条関係)	届出事項を変更しない旨の通知書	7 0
様式第 6 (第 1 8 条関係)		届出事項変更届出書	7 1
様式第 7 (第 1 9 条関係)		承継届出書	7 2
様式第 8 (第 2 0 条関係)		大規模小売店舗を設置している者の 変更事項届出書	7 3

第 1 号様式（第 3 条関係）

年 月 日

（宛先）川 崎 市 長

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所
〔連絡先：担当者・所属・電話・FAX〕

大規模小売店舗出店（変更）計画概要書

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）の規定に基づく（新設・変更）の届出を予定していますので、その計画概要を提出いたします。

店 舗 の 名 称				
計 画 予 定 地				
○土 地 の 状 況	現 在 の 利 用 状 況			
	敷 地 面 積		用 途 地 域	
	建 ぺ い 率		容 積 率	
計 画 の 概 要				
○建 築 計 画	構 造		階 数	
	建 築 面 積		延 べ 面 積	
○店 舗 計 画	店 舗 面 積			
	開 店 予 定 日			
	主 な 小 売 業 者			
	他 の テ ナ ン ト 数 ・ 業 種			
○施 設 の 概 要				
○施設の運営方法				
特 記 事 項				

様式第 1（第 3 条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

大規模小売店舗届出書

年 月 日

川崎市長殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第 5 条第 1 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

・届出を行う日から 8 ヶ月経過後の日付になります。

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
2 ※印の項は記載しないこと。

様式第 2（第 6 条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

変更届出書

年 月 日

川崎市長殿

設置者変更に係る変更届出の場合は、変更後の設置者を記載します。

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

2 変更した事項
(変更前)
(変更後)

3 変更の年月日

4 変更する理由

店舗名称・所在地に係る変更届出の場合は、変更後の名称・所在地を記載します。

変更となる小売業者が多数の場合、別紙にまとめることができます。その場合一覧表で最初に記載されている変更内容及び総小売業者数を届出書に記載してください。

法第 6 条第 1 項届出は「事後届出」のため、届出日以前の日付としてください。

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 ※印の項は記載しないこと。

注意

- ※「所在地の変更」とは形式的な番地変更等を指し店舗移転に該当する場合は新設届出が必要です。
- ※「設置者の変更」とは社名の変更や婚姻等による姓の変更等が該当します。建物の売買、譲渡、相続、会社合併等による設置者変更は承継の届出となります。
- ※テナント数の多い店舗で営業時間が小売業者ごとに異なる場合は、開店時間及び閉店時間も別紙の一覧に記載してください。

様式第 3（第 7 条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

変更届出書

年 月 日

川崎市長殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第 6 条第 2 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しようとする事項
(変更前)
(変更後)
- 3 変更する年月日
- 4 変更する理由

・届出を行う日から 8 ヶ月経過後の日付になります。
・施設運営事項の変更の場合は届出日以降の日付となります。

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
2 ※印の項は記載しないこと。

第2号様式（第8条関係）

年 月 日

（宛先）川 崎 市 長

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名
住所

軽微変更適用申出書

川崎市大規模小売店舗立地法運用要綱第8条第1項の規定に基づき、次のとおり申し出ます。

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しようとする事項
_____の位置の変更
（変更前）
（変更後）
- 3 上記2の変更に係る大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づき、
届出をしようとする年月日
- 4 変更する年月日
- 5 変更する理由
- 6 上記2の変更が大規模小売店舗立地法第6条第3項ただし書の規定による
軽微な変更該当する理由

様式第 4（第 9 条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

大規模小売店舗廃止届出書

年 月 日

川崎市長殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第 6 条第 5 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
 - 3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
 - 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が 1, 0 0 0 平方メートル（法第 3 条第 2 項の規定により都道府県が他の基準面積を定めている区域にあっては、当該他の基準面積）以下となる日
 - 5 変更する理由
- （備考） 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
2 ※印の項は記載しないこと。

第3号様式（第10条関係）

年 月 日

（宛先）川 崎 市 長

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

説明会不要申出書

川崎市大規模小売店舗立地法運用要綱第10条第1項の規定に基づき、次のとおり申し出ます。

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しようとする事項
_____の位置の変更
（変更前）
（変更後）
- 3 上記2の変更に係る大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づき、届出をしようとする年月日
- 4 変更する年月日
- 5 変更する理由
- 6 上記2の変更が大規模小売店舗立地法施行規則第11条第2項の規定に基づき、説明会を開催する必要がない変更に該当する理由

第4号様式（第12条関係）

年 月 日

（宛先）川 崎 市 長

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名
住所

説明会開催不能申出書

川崎市大規模小売店舗立地法運用要綱第12条第1項の規定に基づき、次のとおり申し出ます。

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 公告をした説明会の開催日時
- 3 説明会を開催できない事由
 - ☐ 天災、交通の途絶その他の不測の事態によるもの（施行規則第13条第1項第1号）
（具体的な状況）
 - ☐ 説明会開催者以外の者により説明会の開催が故意に阻害されることによるもの（施行規則第13条第1項第2号）
（具体的な状況）

第5号様式（第13条関係）

年 月 日

（宛先）川 崎 市 長

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

説明会実施状況報告書

川崎市大規模小売店舗立地法運用要綱第13条第1項の規定に基づき、次のとおり報告
します。

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

2 第 回説明会

<記載例>

開 催 日 時	年 月 日 () 時 分～ 時 分
開催の周知方法	年 月 日 ○○新聞・○○新聞・○○新聞・○○新聞の朝刊 にちらしを折り込み、周辺○○に周知
開 催 場 所	(施設名及び所在地を記載)
説 明 者	(役職及び氏名を記載)
出 席 者	名
議 事 の 概 要	
陳 述 意 見	
陳述意見に対する 応 答 内 容	
その他特記事項	掲示等

- （備考）1 説明会を複数回開催した場合は、実施日・開催場所ごとに作成してください。
- 2 掲示（施行規則第11条第2項及び川崎市大規模小売店舗立地法運用要綱
第11条第2項）による場合は、「その他特記事項」欄に記入してください。
- 3 説明会での配布資料、折り込みちらし及び折り込み証明（写し）等を添付し
てください。

第6号様式（第14条関係）

（表）

意見書

（宛先）川 崎 市 長

（住所又は団体にあつては所在地）

（氏名又は団体名及び代表者氏名）

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見書を提出します。

なお、裏面に記載する内容については、同法第8条第3項の規定により縦覧されることを了承します。

・・・ 意見の提出について ・・・

- 提出された意見の中で、個人情報の保護又は公序良俗に反すると認められる部分については、縦覧しないこともあります。
- 市は、提出された意見に配慮し、指針を勘案しつつ生活環境保持の見地から届出者に対して市の意見を述べるか否かを決定します。
- 提出期限は、設置者による届出を公告した日から4箇月以内ですので、御注意ください。

提出先：〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎9階
川崎市経済労働局観光・地域活力推進部商業・サービス業振興担当

第 6 号様式（第 1 4 条関係）

（裏）

	整理番号 ※記入不要	
大規模小売店舗 の名称		
大規模小売店舗 の所在地		

大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定に基づく意見

意見を述べる 生活環境保持 のために配慮 すべき事項	
意見	

（御注意）以下は、縦覧されても、さしつかえなければ御記入ください。

提出者

（住所又は団体にあつては所在地）
（氏名又は団体名及び代表者の氏名）

様式第 5（第 16 条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

届出事項変更届出書

年 月 日

川崎市長殿

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第 8 条第 7 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

2 変更しようとする事項

（変更前）

（変更後）

3 変更する理由

（備考） 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

2 ※印の項は記載しないこと。

第7号様式（第18条関係）

年 月 日

（宛先）川 崎 市 長

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名
住所

届出事項を変更しない旨の通知書

次の大規模小売店舗の届出について、川崎市の意見に基づく届出事項の変更はしないので、大規模小売店舗立地法第8条第7項の規定に基づき、次のとおり通知します。

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しない理由

様式第 6（第 18 条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

届出事項変更届出書

年 月 日

川崎市長殿

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第 9 条第 4 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しようとする事項
(変更前)
(変更後)
- 3 変更する理由

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
2 ※印の項は記載しないこと。

様式第 7（第 19 条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

承継届出書

年 月 日

川崎市長殿

承継後の店舗部分の所有者全員について記載します。

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第 11 条第 3 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 大規模小売店舗の譲渡、相続又は合併があった年月日
- 3 大規模小売店舗の譲渡、相続又は合併前に届出をした者の氏名又は名称及び住所
- 4 大規模小売店舗の譲渡、相続又は合併の理由
- 5 大規模小売店舗内の譲渡、相続又は合併に係る店舗面積

法第 11 条第 3 項届出は「事後届出」のため、届出日以前の日付としてください。

（備考）

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 大規模小売店舗の譲渡、相続又は合併の事実を証する書類を添付すること。
- 3 ※印の項は記載しないこと。

様式第 8（第 20 条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

大規模小売店舗を設置している者の変更事項届出書

年 月 日

川崎市長殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法附則第 5 条第 1 項（法附則第 5 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 2 変更しようとする事項
（変更前）
（変更後）
 - 3 変更する年月日
 - 4 以下に掲げるもののうち、上記 2 の変更に係るもの以外の事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 - (3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ① 駐車場の位置及び収容台数
 - ② 駐輪場の位置及び収容台数
 - ③ 荷さばき施設の位置及び面積
 - ④ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - (4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ② 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - ③ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - ④ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
- （備考） 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
2 ※印の項は記載しないこと。

